

改 正 案	現 行 （MARPOL条約対応改正後）
<p>（船舶からの廃棄物の排出の禁止）</p> <p>第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物のうち政令で定めるものの排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの</p> <p>四 （略）</p> <p>五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第六条の二第二項若しくは第三項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分^レの場所とすることができるものと定めた廃棄物</p> <p>ロ 水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去され</p>	<p>（船舶からの廃棄物の排出の禁止）</p> <p>第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第六条の二第二項若しくは第三項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分^レの場所とすることができるものと定めた廃棄物、南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第十六条第四号に規定する汚泥その他政令で定める海洋において処分^レことができる^レがやむを得ない廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令</p>

た土砂（汚泥を含む。）をいう。）で政令で定める基準に適合するもの

六 緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてするもの

七 (略)

八 (略)

3 環境大臣は、前項第六号の基準を定めたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

(船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可)

第十条の六 船舶から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋における投入処分（以下「海洋投入処分」という。）をしよう

で定める基準に従つてするもの

五 (略)

六 (略)

3 前項第四号の規定により廃棄物を排出する場合において、その廃棄物があるものとして政令で定める廃棄物であるときは、当該廃棄物を船舶から排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積み込み前（当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前）に、その排出に関する計画が同号の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

4 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画が第二項第四号の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

5 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。

6 前三項定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

- とする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。
- 2| 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 一| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
 - 二| 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類
 - 三| 当該廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画
 - 四| 当該廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画
- 3| 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4| 環境大臣は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を公告するとともに、第二項の申請書及び前項の書類をその公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5| 前項の公告があつたときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、環境大臣に意見書を提出することができる。
- 6| 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 7| 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。
- (許可の欠格条項)
- 第十条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可

を受けることができない。

- 一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者
- 二 第十条の十一の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者
- 三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(許可の基準等)

第十条の八 環境大臣は、第十条の六第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可を
してはならない。

- 一 排出海域及び排出方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該排出海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。

二 海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること。

2 環境大臣は、第十条の六第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

(排出海域の監視)

第十条の九 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る同条第二項第四号の監視に関する計画(この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、廃棄物の排出海域の汚染状況の監視をしなければならない。

2 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、前項の監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(変更の許可等)

第十条の十 第十条の六第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

3 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書きの環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第十条の十一 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の六第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽りその他不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。

(船舶からの廃棄物排出の確認)

第十条の十二 船舶から第十条第二項第五号イ若しくはロに掲げる廃棄物又は同項第六号に規定する廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積込み前(当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前)に、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(廃棄物排出船の登録)

第十一条 船舶所有者は、船舶を第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について海上保安庁長官の登録を受けなければならない。

第十四条 第十一条の登録を受けた船舶について第十二条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排

(廃棄物排出船の登録)

第十一条 船舶所有者は、船舶を第十条第二項第三号又は第四号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について海上保安庁長官の登録を受けなければならない。

第十四条 第十一条の登録を受けた船舶について第十二条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第三号又は第四号の規定によつてする廃棄物の排

出に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

第十七条 削除

(海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の禁止)

第十八条 何人も、海域において、海洋施設又は航空機から油又は廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する油又は廃棄物の排出については、この限りでない。

2 前項本文の規定は、海洋施設からの次の各号のいずれかに該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

一・二 (略)

三 油の政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

四 第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の次条第一項の許可を受けてする排出

3 第一項本文の規定は、航空機からの次の各号のいずれかに該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

一・二 (略)

4 (略)

(海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等)

出に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

(臨時の排出の届出)

第十七条 第十一条の登録を受けた船舶以外の船舶の船舶所有者は、当該船舶を第十条第二項第四号に定める廃棄物(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)で、国土交通省令で定める量以上のものの同号の規定によつて排出のために使用するとき、その都度、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官に届け出なければならない。

(海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の禁止)

第十八条 何人も、海域において、海洋施設又は航空機から油又は廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出については、この限りでない。

2 前項本文の規定は、海洋施設からの次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

一・二 (略)

三 油又は第十条第二項第四号に定める廃棄物(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)の政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

3 第一項本文の規定は、航空機からの次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

一・二 (略)

4 (略)

第十八条の二 海洋施設から第十条第二項第五号イ又は口に掲げる廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならぬ。

2 海洋施設から第十条第二項第五号イ又は口に掲げる廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の海洋施設への積込み前（当該廃棄物が当該海洋施設内において生じたものであるときは、その排出前）に、その排出に関する計画が前項の許可に係る次項において準用する第十条の六第二項第三号の実施計画（この計画について次項において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

3 第十条の六第二項から第七項まで及び第十条の七から第十条の十一までの規定は第一項の許可について、第十条の十二第二項から第四項までの規定は前項の確認について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十八条の三（略）

（油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制）

第十九条の二十六 何人も、船舶又は海洋施設において、油、有害液体物質等又は廃棄物（以下この条において「油等」という。）の焼却をしてはならない。

ただし、船舶において、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの（以下「船舶発生油等」という。）の焼却をする場合はこの限りでない。

2 船舶において、船舶発生油等の焼却をしようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合す

第十八条の二（略）

（油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制）

第十九条の二十六 何人も、船舶又は海洋施設において、油、有害液体物質等又は廃棄物（以下この条及び次条において「油等」という。）であつて、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの焼却をしてはならない。

2 船舶において、前項の政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの（以下「船舶発生油等」という。）

る船舶発生油等焼却設備（船舶発生油等の焼却の用に供される設備をいう。以下同じ。）を用いてこれを行わなければならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。

一・二（略）

3・4（略）

の焼却をしようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備（船舶発生油等の焼却の用に供される設備をいう。以下同じ。）を用いてこれを行わなければならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。

一・二（略）

3・4（略）

5 船舶又は海洋施設において、第一項の政令で定める油等以外の油等（船舶発生油等を除く。）の焼却をしようとする者は、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従い、当該油等の焼却をしなければならない。

6 前項の規定により油等の焼却をする場合において、その油等がその焼却につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める油等であるときは、当該油等の焼却をしようとする者は、当該油等の船舶又は海洋施設への積込み前（当該油等が当該船舶又は海洋施設内において生じたものであるときは、その焼却前）に、その焼却に関する計画が同項の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

7 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その焼却に関する計画が第五項の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に焼却確認済証を交付しなければならない。

8 焼却確認済証の交付を受けた者は、当該油等の焼却に従事する船舶又は海洋施設内に、焼却確認済証を備え置かなければならない。

9 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、焼却確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

5 第一項の規定は、船舶又は海洋施設における、次の各号のいずれかに該当する油等の焼却については適用しない。

一 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずる不要な油等その他政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等の焼却

二 締約国（海洋投棄規制条約の規定のうち廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する規定が効力を生じていない締約国を除く。以下同じ。）において積み込まれた油等の当該締約国の法令に従つてする焼却（本邦周辺海域においてするものを除く。）

第十九条の二十七から第十九条の三十五まで 削除

10 第一項及び第五項から第八項までの規定は、船舶又は海洋施設における次の各号のいずれかに該当する油等の焼却については、適用しない。

一 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずる不要な油等その他政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等の焼却

二 次条第一項又は第十九条の二十八第一項の検査において行う油等の焼却

三 締約国（海洋投棄規制条約の規定のうち廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する規定が効力を生じていない締約国を除く。以下同じ。）において積み込まれた油等の当該締約国の法令に従つてする焼却（本邦周辺海域においてするものを除く。）

（焼却設備の検査等）

第十九条の二十七 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、船舶又は海洋施設において前条第六項の政令で定める油等（同条第十項第一号に規定する油等を除く。以下「要焼却確認廃棄物」という。）の焼却の用に供される設備（以下「要焼却確認廃棄物焼却設備」という。）を初めて要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときは、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について国土交通大臣の検査を受けなければならない。要焼却確認焼却設備検査証の交付を受け要焼却確認廃棄物焼却設備をその有効期間満了後も要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該要焼却確認廃棄物焼却設備が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、当該要焼却確認

廃棄物焼却設備を用いて焼却することができる要焼却確認廃棄物の種類及び当該要焼却確認廃棄物焼却設備の使用の方法（以下「使用方法等」という。）を定めて要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を交付しなければならない。

3 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の有効期間は、二年とする。

第十九条の二十八 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について国土交通省令で定める改造又は修理を行うとき、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について定められた使用方法等を変更してこれを使用しようとするとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、必要があると認めるときは、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について定めた使用方法等を変更するものとする。

第十九条の二十九 国土交通大臣は、前条第一項の検査の結果、当該要焼却確認廃棄物焼却設備が第十九条の二十七第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該技術上の基準に適合することとなつたと認めるまでの間、当該要焼却確認廃棄物焼却設備に係る要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の効力を停止するものとする。

第十九条の三十 国土交通大臣は、要焼却確認廃棄物焼却設備が第十九条の二十七第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の返納又は要焼却確認廃棄物焼却設備の修理を

命ずることができる。

(要焼却確認廃棄物焼却設備の使用)

第十九条の三十一 要焼却確認廃棄物焼却設備は、有効な要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けているものでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。

2 要焼却確認廃棄物焼却設備は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について定められた使用方法等に従つて使用するのでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。

3 前二項の規定は、第十九条の二十七第一項又は第十九条の二十八第一項の検査において行う要焼却確認廃棄物の焼却については、適用しない。

(要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の備置き)

第十九条の三十二 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該船舶又は海洋施設内に、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を備え置かなければならない。

(要焼却確認廃棄物焼却記録簿)

第十九条の三十三 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶の船長又は海洋施設の管理者は、当該船舶又は海洋施設内に、要焼却確認廃棄物焼却記録簿を備え付けなければならない。

2 船長又は海洋施設の管理者は、当該焼却設備による要焼却確認廃棄物の焼却その他要焼却確認廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、要焼却確認廃棄物焼却記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長又は海洋施設の管理者は、要焼却確認廃棄物焼却記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶又は海洋施設内に保存しなけ

ればならない。

(国土交通省令への委任)

第十九条の三十四 検査の申請書の様式、検査の実施方法その他要焼却確認廃棄物焼却設備の検査に關し必要な事項、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の様式、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付、再交付及び書換えその他要焼却確認廃棄物焼却設備検査証に關し必要な事項並びに要焼却確認廃棄物焼却記録簿の様式その他要焼却確認廃棄物焼却記録簿に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(日本船舶以外の船舶に設置された要焼却確認廃棄物焼却設備に關する特例)

第十九条の三十五 締約国の政府から要焼却確認廃棄物焼却設備に關する当該締約国の法令に適合していることを証する有効な書面の交付を受けている要焼却確認廃棄物焼却設備(日本船舶に設置されているもの及び国土交通省令で定める要件に該当するものを除く。)については、第十九条の二十七第一項、第十九条の二十八第一項、

第十九条の三十及び第十九条の三十一第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、同項に規定する要焼却確認廃棄物焼却設備について検査の申請がされた場合において、国土交通大臣が当該申請を第十九条の二十七第一項前段の検査の申請とみなして当該検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、国土交通大臣が要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を交付したときは、当該要焼却確認廃棄物焼却設備については、前項の規定にかかわらず、同条第一項後段、第十九条の二十八第一項、第十九条の二十九及び第十九条の三十一第一項の規定を適用する。

3 第一項に規定する要焼却確認廃棄物焼却設備(前項の規定の適用

(業務の範囲)

第四十二条の二十五 センターは、第四十二条の十五の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 船舶所有者その他の者の委託により、排出された油の広がり及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去(第四十三条の五及び第四十三条の六において「排出油の防除」という。) 、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること。

三 九 (略)

(船舶等の廃棄の規制)

第四十三条 何人も、船舶、海洋施設又は航空機(以下「船舶等」という。)を海洋に捨ててはならない。ただし、海洋施設を次条第一項の許可を受けて捨てる場合又は遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを放置する場合は、この限りではない。

を要焼却確認廃棄物受けるものを除く。)の使用については、第十九条の三十一第二項中「定められた」とあるのは「締約国の政府によつて定められた」と、第十九条の三十二及び第十九の三十二及び第十九条の三十三第一項中「要焼却確認廃棄物焼却設備検査証」とあるのは「第十九条の三十五第一項の書面」とする。

(業務の範囲)

第四十二条の二十五 センターは、第四十二条の十五の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 船舶所有者その他の者の委託により、排出された油の広がり及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去(第四十三条の二及び第四十三条の三において「排出油の防除」という。) 、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること。

三 九 (略)

(船舶等の廃棄の規制)

第四十三条 何人も、船舶、海洋施設又は航空機(以下「船舶等」という。)を海洋に捨ててはならない。ただし、船舶等(政令で定めるものを除く。)を政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に関する基準に従つて捨てる場合又は遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを放置する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により船舶等を海洋に捨てる場合において、

その船舶等が政令で定める大きさ以上の大きさの船舶等(遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを除く。)であるときは、当該船舶等を海洋に捨てようとする者は、その廃棄に関する計画が同項ただし書の基準に適合するものであることについて、あらか

2 | 第三章及び第四章の規定は、船舶又は海洋施設若しくは航空機から船舶等を捨てる場合には、適用しない。

(海洋施設廃棄の許可)

第四十三条の二 海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 | 前項の許可を受けようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 海洋に捨てようとする海洋施設の概要

三 当該海洋施設の廃棄に関する実施計画

四 当該海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画

はじめ、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

3 | 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その廃棄に関する計画が第一項ただし書の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に船舶等廃棄確認済証を交付しなければならない。

4 | 船舶等廃棄確認済証の交付を受けた者は、当該船舶等の廃棄に従事する船舶その他の施設の内部(当該船舶等を自航させて捨てようとするときは、当該船舶等の内部)に、船舶等廃棄確認済証を備え置かなければならない。

5 | 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、船舶等廃棄確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

6 | 第三章及び第四章の規定は、船舶又は海洋施設若しくは航空機から船舶等を捨てる場合には、適用しない。

(許可の基準)

第四十三條の三 環境大臣は、前條第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしない。

一 廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。

二 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること。

(準用)

第四十三條の四 第十條の六第三項から第七項まで、第十條の七、第十條の八第二項及び第十條の九から第十條の十一までの規定は、第四十三條の二第一項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「排出海域」とあるのは「廃棄海域」と、「海洋投入処分」とあるのは「廃棄」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十三條の五 (略)

第四十三條の六 (略)

第四十三條の七 (略)

第四十三條の八 (略)

第四十三條の九 (略)

2 船舶安全法第九條第四項及び第十一條の規定は前項の検定について、同法第三章第一節(第二十五條の六十三から第二十五條の六十六までを除く。)及び第二十九條ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五條の四十七第一項第一号中「別表

第四十三條の二 (略)

第四十三條の三 (略)

第四十三條の四 (略)

第四十三條の五 (略)

第四十三條の六 (略)

2 船舶安全法第九條第四項及び第十一條の規定は前項の検定について、同法第三章第一節(第二十五條の六十三から第二十五條の六十六までを除く。)及び第二十九條ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五條の四十七第一項第一号中「別表

第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第三」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

(報告の徴収等)

第四十八条 (略)

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の廃棄に関し報告させることができる。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質

第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第三」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

(報告の徴収等)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質

記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染防止条約証書等その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

8| (略)

9| 第五項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

10| 第五項から第八項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(油記録簿等の写しの証明)

第四十九条 前条第七項の規定により船舶若しくは海洋施設又は船舶所有者若しくは海洋施設の管理者の事務所に立ち入った職員は、この法律の施行に必要な限度において、油記録簿、有害液体物質記録簿又は船舶発生廃棄物記録簿の記載事項の写しを作成し、その写しが真正である旨の証明を船長若しくは船舶所有者又は海洋施設の管理者に対して求めることができる。

(手数料の納付)

第五十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる者(国及び独立行政法人(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)(を除く。))は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(機構の放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))に規定する放出量確認に相当する確認を含む。))及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者にあつては、機構)に納付しなければならない。

記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、要焼却確認廃棄物焼却設備、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染防止条約証書等その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6| (略)

7| 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

8| 第四項から第六項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(油記録簿等の写しの証明)

第四十九条 前条第五項の規定により船舶若しくは海洋施設又は船舶所有者若しくは海洋施設の管理者の事務所に立ち入った職員は、この法律の施行に必要な限度において、油記録簿、有害液体物質記録簿又は船舶発生廃棄物記録簿の記載事項の写しを作成し、その写しが真正である旨の証明を船長若しくは船舶所有者又は海洋施設の管理者に対して求めることができる。

(手数料の納付)

第五十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる者(国及び独立行政法人(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)(を除く。))は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(機構の放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))に規定する放出量確認に相当する確認を含む。))及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者にあつては、機構)に納付しなければならない。

一〇三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 国際大気汚染防止原動機証書、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳又は国際海洋汚染等防止証書の再交付又は書換えを受けようとする者

八 第四十三条の九第一項の型式承認又は検定（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

2・3 (略)

第五十四条の五 第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の九第一項の登録を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 偽りその他不正の行為により第十条の六第一項、第十条の十第

一〇三 (略)

四 第十九条の二十七第一項又は第十九条の二十八第一項の検査を受けようとする者

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 国際大気汚染防止原動機証書、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳又は国際海洋汚染等防止証書の再交付又は書換えを受けようとする者

九 第四十三条の六第一項の型式承認又は検定（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

2・3 (略)

第五十四条の五 第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

一 項（第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。）第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者

五 | (略)

六 | (略)

七 | (略)

八 | (略)

九 | 第十九条の二十六第一項又は第二項の規定に違反して油、有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

十 | (略)

十一 | (略)

十二 | (略)

2 過失により前項第一号、第二号、第三号又は第五号の罪を犯した者は、五百万円以下の罰金に処する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 | (三) (略)

四 | (略)

五 | (略)

六 | (略)

七 | (略)

八 | (略)

四 | (略)

五 | (略)

六 | (略)

七 | (略)

八 | 第十九条の二十六第一項、第二項又は第五項の規定に違反して油、有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

九 | (略)

十 | (略)

十一 | (略)

2 過失により前項第一号、第二号、第三号又は第四号の罪を犯した者は、五百万円以下の罰金に処する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 | (三) (略)

四 | 第十九条の二十八第一項の規定による検査を受けないで要焼却確認廃棄物焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

五 | 第十九条の三十一第一項又は第二項の規定に違反して要焼却確認廃棄物焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

六 | (略)

七 | (略)

八 | (略)

九 | (略)

十 | (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第十条の九第二項(第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十条の十二第一項又は第十八条の二第二項の規定に違反した者

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 第四十三条の七第一項の規定に違反して薬剤を使用した者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第八条第一項若しくは第三項、第九条の五第一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の五、第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第三項、第十九条の二の二、第十九条の八(承認原動機取扱手引書に係る部分に限る。)、第十九条の二十二第一項又は第十九条の二十六第三項の

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第十条第三項、第十九条の二十六第六項又は第四十三条第二項の規定に違反した者

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 第四十三条の四第一項の規定に違反して薬剤を使用した者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第八条第一項若しくは第三項、第九条の五第一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の五、第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第三項、第十九条の二の二、第十九条の八(承認原動機取扱手引書に係る部分に限る。)、第十九条の二十二第一項、第十九条の二十六第三項又は

規定に違反した者

三 第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項、第十六条第二項又は第十九条第二項の規定により油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿又は廃棄物処理記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

四 第十条の十二第三項（第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第十三条第二項の規定に違反して第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に使用した者

六（略）

七 第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八（略）

九（略）

十（略）

十一（略）

十二（略）

十三（略）

十四（略）

第十九条の三十三第一項若しくは第三項の規定に違反した者

三 第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項、第十六条第二項、第十九条第二項又は第十九条の三十三第二項の規定により油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、廃棄物処理記録簿又は要焼却確認廃棄物焼却記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

四 第十条第五項、第十九条の二十六第八項又は第四十三条第四項の規定に違反した者

五 第十三条第二項の規定に違反して第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第三号又は第四号の規定によつてする廃棄物の排出に使用した者

六（略）

七 第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第十九条の三十二の規定に違反して当該船舶又は海洋施設に設置された要焼却確認廃棄物焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

九（略）

十（略）

十一（略）

十二（略）

十三（略）

十四（略）

十五（略）

十五 第四十三条の八第二項の規定による命令に違反した者

十六 第四十八条第一項から第四項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十七 第四十八条第五項から第八項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第六項若しくは第七項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者

十八 (略)

第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録確認機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (三) (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の九第一項の登録を受けた者（外国にある事務所において業務を行うこれらの者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、虚偽の報告をしたとき。

二 第十九条の四十九第三項又は第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで業務の全部を廃止したとき。

3 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

十六 第四十三条の五第二項の規定による命令に違反した者

十七 第四十八条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第四十八条第四項から第六項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者

十九 (略)

第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録確認機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (三) (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者（外国にある事務所において業務を行うこれらの者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、虚偽の報告をしたとき。

二 第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで業務の全部を廃止したとき。

3 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項若しくは第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由はないのに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項若しくは第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）

第六十一条 第九条の六第二項、第十条の十四第四項（第十八条の二三項及び第四十三條の四において準用する場合を含む。）、第十八條の三又は第二十八條第五項若しくは第二十九條（これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

別表第三（第四十三條の九関係）

- 一 質量計
- 二 比重計
- 三 引張強度試験機
- 四 分光光度計
- 五 絶縁抵抗計

二 第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項若しくは第四十三條の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由はないのに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項若しくは第四十三條の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）

第六十一条 第九条の六第二項、第十七条、第十八條の二又は第二十八條第五項若しくは第二十九條（これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

別表第三（第四十三條の六関係）

- 一 質量計
- 二 比重計
- 三 引張強度試験機
- 四 分光光度計
- 五 絶縁抵抗計

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（廃棄物の処分の制限） 第十六条 「略」 「一～三 略」 「号を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（廃棄物の処分の制限） 第十六条 「同上」 「一～三 同上」 四 前号に掲げる液状廃棄物の処分に伴って生ずる汚泥（環境省令 で定めるものに限る。）の船舶から海域への排出であつて、海洋 汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三 十六号）の規定に従つてするもの 五 「同上」 六 「同上」</p>